

別冊 第3号議案

令和8年度

税制改正提言事項(案)



一般社団法人 愛知県法人会連合会

目 次

基 本 事 項

総 論	1
-----	---

各 論

第一 法人の税負担のあり方	3
---------------	---

- 1 中小企業の活性化に資する税制措置等

第二 個人の所得課税のあり方	6
----------------	---

- 1 諸控除等の課税ベース等
- 2 少子化対策推進のための施策
- 3 源泉徴収制度の簡素化

第三 資産課税及び資産性所得課税のあり方	7
----------------------	---

- 1 相続税制
- 2 事業承継税制
- 3 金融所得課税のあり方等

第四 消費税のあり方	10
------------	----

- 1 軽減税率の廃止
- 2 インボイス方式の見直し
- 3 免税点制度の廃止
- 4 非課税取引の制度の見直し
- 5 総額表示義務の改正

第五 地方税のあり方	11
------------	----

- 1 固定資産税のあり方
- 2 地方の独自課税問題等
- 3 森林環境税

第六 納税環境整備のあり方・・・・・・・・・・ 1 3

- 1 前納に対するインセンティブの付与
- 2 税務調査のデジタル化、リモート化の推進

第七 今後の財政政策のあり方・・・・・・・・・・ 1 4

- 1 経済社会の構造変化・活性化への対応
- 2 設備投資促進のための優遇措置
- 3 行財政改革の推進
- 4 社会保障を含めた国民負担のあり方
- 5 社会保障と税の一体改革
- 6 国・地方のあり方等
- 7 租税教育の充実

個 別 事 項

法人税関係	1 7
所得税関係	2 3
相続税関係	2 7
間接税関係	3 0
地方税関係	3 2

令和 8 年度税制改正提言事項

基 本 事 項

総 論

令和 6 年度の日本経済は、マイナス金利政策解除を受けて、デフレからの脱却が進み、賃上げや企業の投資意欲向上など、緩やかな回復基調にある。他方、賃金上昇は物価上昇に追い付かず、個人消費は力強さを欠き、深刻な人手不足を理由とした企業の倒産が増加している状況にある。さらに、世界情勢に目を向けると、米国のトランプ政権の関税政策が世界経済、ひいては日本国内の幅広い業界に及ぼす影響が懸念されるなど、不透明感が強く予断を許さない状況にあり、依然として中小企業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

そのような中で行われた令和 7 年度の税制改正では、所得税の基礎控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除が創設された。また、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任要件の見直し等において、法人会の要望の一部が取り入れられたものの、依然これまで要望してきた抜本的な見直しは進まない状況にある。

税制は、経済社会のあり方と密接に関連するものであり、「公平・中立・簡素」な制度という基本的な視点に立つことによって、若年層から高齢者まで正しい納税意識を持つ良き国民を育て、申告納税制度の定着・発展に資するとともに将来を見据えたものでなければならない。

今後、法人課税については、法人税率の更なる引下げを早期に実現し、依然として厳しい経済状況から回復させるとともに、持続的な成長を支える観点から、実質的な税負担の軽減措置が必要であり、法人税を中心とした税制面での支援措置を講ずるとともに、回復基調にある景気が腰折れしないような大型経済政策と将来世代へ負担を先送りしないための財政健全化の両立を実現する責任ある税制の確立を強く求める。

また、事業承継は、わが国企業の大半を占める中小企業が直面している大きな問題であり、中小企業の培った技術やノウハウ、そして雇用の場を失うことはわが国にとって大きな損失である。したがって、中小企業の事

業承継を順調に行うためには、事業用資産と一般資産を切り離した事業承継税制を創設するなど、所得税、相続税及び贈与税の課税関係について抜本的な見直しを行い、税制面でのバックアップを求める。

消費税に関しては、軽減税率制度を含めた複数税率方式となっていることから、事務の複雑・困難化を招いており、単一税率方式に戻すべきである。

また、令和5年10月から導入された適格請求書等保存方式（インボイス方式）については、事業者の事務負担が極めて高く、免税事業者の取引排除や取引条件の変更にも繋がることから、導入後の企業に与える影響や見出される効果等を早期に検証し、問題点があれば直ちに見直すことを求める。

地方税制においては、地方への権限移譲と課税の自主権を移転することにも必要と考えるが、それ以前に地方公共団体が歳出構造の徹底した見直しを行い、議員定数の削減等財政の効率化と使途の透明化に努め、安易な法定外目的税等の創設は厳に慎むべきである。

加えて、令和7年度税制改正において、いわゆる「年収の壁」及び「社会保険料の壁」への対応が進められたものの、それに伴い、企業の社会保険料負担や源泉徴収事務負担が増大することが懸念され、特に中小企業においては、社会保険料負担の増加が経営を圧迫し、雇用維持や新規採用に深刻な影響を及ぼす可能性があることから、企業の社会保険料負担及び源泉徴収事務負担を軽減することを求める。

法人会は、税のオピニオンリーダーとして、簡素で解りやすく、公平で誰もが納得し、国民を幸せにするための長期的展望に立った税制度の確立、納税意識の向上と税知識の普及拡大及び租税教育の推進を目的として活動している。

そこで、国を支える大企業のみならず地域経済を支える中小企業の多くが加入する法人会として、令和8年度の税制改正に向け、法人税・所得税・資産税・消費税をはじめ国税・地方税について「各論」及び「個別事項」を以下のとおり提言する。

各 論

第一 法人の税負担のあり方

わが国の企業は、国内における競争力に加えて、国際化が進展する経営環境に対応するためにも国際競争力を備えなければならない。したがって、わが国の法人税制も、経済社会の構造変化や取引形態の変化に応じた改正をすることが急務である。

特に、わが国においては、産業構造の性格から中小企業の企業活力が経済に影響を及ぼすところが大きいため、中小企業の業績向上と経営の維持を早急に税制面から支援する施策が必要である。

なお、大企業の節税を目的とした安易な減資を防ぎ、真に支援を必要とする中小法人がその恩恵を享受できるよう資本金基準及び所得基準のみならず、従業員数や売上高、資産額などによる企業規模測定基準を組み合わせることで、中小法人のより実態的な判定基準を創設し、公平な法人税制を確保する必要がある。

1 中小企業の活性化に資する税制措置等

(1) 法人税率の引下げ

法人実効税率は、国際競争力の強化、税源の海外流出の防止及び産業の空洞化が叫ばれる中での外国企業の招致を図る意味でも、更なる引き下げを行い、主要6か国の平均である25%程度とすべきである。

なお、引下げに伴う減収分は、法人への課税ベースの拡大ではなく税制全体で考えるべきである。

また、将来的には、複数の税制・税率と、複雑な計算式で成り立っている「法人実効税率」という考え方を止め、単一で簡素な税率を目指すべきである。

(2) 受取配当等の益金不算入制度の拡大

受取配当は、株主としての地位に基づいて分配される剰余金であり、これは、支払法人側の利益処分であるから損金の額には算入されない。一方、配当を受け取った法人側で、それを益金の額に算入してしまうと、同一の経済価値に対して二重に法人税が課されるこ

となる。受取配当等の益金不算入制度は、この二重課税を排除する趣旨で設けられているものである。

しかし、持ち株比率が 1/3 超以外の法人は、益金不算入割合が 100%ではなく、二重課税の排除が不完全であることから、制度の趣旨に則り内国法人からの株式配当等については、全てを 100%の益金不算入に拡大すべきである。

(3) 交際費等の損金不算入制度の廃止

交際費の損金不算入制度は、交際費を縮減して企業の内部留保を高め冗費を節約し企業の体質を改善していく狙いを持つものであるとともに、交際費のいたずらな支出は、公正な取引を阻害し、また公正な価格形成を歪めるもとともなるので、これを防止するためのものである。

平成 26 年度改正では、消費税率の引上げ後の消費拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、交際費等の額のうち接待飲食費の額の 50%相当額を超える部分の金額が損金不算入とする現行制度に改められた（中小法人にあっては定額控除額の特例との選択）。

今後の経済構造の転換・好循環の実現のためには、国内消費の拡大による経済の活性化が不可欠であり、中小企業特例の延長では不十分であるため、本措置を廃止すべきである。

(4) 寄附金の損金算入制度の見直し

現在の指定寄附金は、財務大臣の指定となっているが、社会環境も変化しており、地域に密着し真に必要なものは地方公共団体の長も指定できることとし、容易に寄附行為が可能となるようにすること。

また、地域社会における貢献活動が重要視されている点から、寄附行為を高めるため、損金算入限度額を引き上げること。

(5) 減価償却制度の改善

イ 設備投資を促進し生産コストを削減させることにより競争力を向上させる観点からも、定率法の償却率を平成 23 年税制改正前に戻すべきである。

ロ 少額減価償却資産の損金算入制度の取得価額基準は、複数の基

準が混在しており、税制の簡素化、事務処理の簡便化の観点から全ての法人について、これらの制度を統合して一律取得価額50万円以下は全額即時償却とすべきである。

ハ 取得価額基準が一律50万円以下に改正されるまでは、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置における現行の損金算入額の上限300万円を撤廃し、全額損金算入とすべきである。

ニ 平成28年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物の減価償却方法が定額法に一本化されたが、中小法人にあっては早期の費用化ができず設備投資意欲の減退に繋がることが懸念される。

また、将来税制改正において全ての固定資産の減価償却方法が定額法に一本化されることも懸念される。車両運搬具や機械及び装置などの固定資産は、早期の経済価値の減少が大きいものと認められることから、全ての法人、全ての固定資産について定率法と定額法の選択適用とすべきである。

(6) 租税特別措置法の見直し

政策目的を達したと思われる制度は速やかに廃止するとともに、廃止できないものは本則の中で整理し、措置法は真にやむを得ない事項に限定すべきである。

(7) 防災・減災対策に対する特例措置の改善

企業の防災・減災意識が高まる中、その対策を後押しする税制の整備がなされたが、適用要件が厳しく、20%特別償却に留まる措置であり、災害に強い経済社会を構築するため更なる特例措置の制定を求める。

イ 事務所等の耐震工事や建替えなど、防災・減災のための資産取得に対する特別償却や登録免許税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税等の減免制度の制定。

ロ 防災対策資産の取得及び耐震補強工事等資本的支出を伴う改造をした場合には、即時償却を認めること。

(8) 賃上げ促進税制の見直し

賃上げの方法については、給与等の支給額増のみならず、企業の規模や設立後年数、財政状況によって異なり、多様な形態が存在するため、中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件を「全雇用の給与等支給額」の前年度比一つに絞ることなく、「継続雇用の平均月額基本給の前年度比」など、複数の適用要件から選択できる制度に改めること。

(9) 防衛費の財源確保のための税制措置の撤回

世界的な原材料費の高騰やエネルギー価格の上昇、円安による輸入品の価格の上昇により、企業のコスト増加は顕著である。加えて物価上昇に対応するための賃金上昇を目指す中で、防衛費の財源確保のための税を法人税に付加することは、企業の負担が増加する一方のため撤回すべきである。

少なくとも、令和8年4月から適用される防衛特別法人税については、恒久化を避ける意味でも、時限措置としてその終了時期を明記すべきである。

また、復興所得税の一部を振り分けることについても、復興所得税の趣旨から外れることとなるため撤回すべきである。

防衛費の財源確保のための税制措置については、改めて税制全体で検討すべきである。

第二 個人の所得課税のあり方

所得税は、基幹税として「広く公平に負担を分かち合う」ものであり、諸控除のあり方等を検討し、国民が収入に応じて適正に負担する必要がある。

1 諸控除等の課税ベース等

わが国の所得税制には、人的控除や様々な政策的控除が設けられているが、働き方や家族構成の変化に伴い、税負担のあり方について検討していく必要がある。

現行の所得控除方式は、適用税率の高い高所得者に有利な制度であるため、同一の軽減効果が得られる税額控除方式やゼロ税率方式に改め課税の公平を図っていくべきである。

なお、当然のことであるが税制は簡素な税体系が求められており複雑にならないよう配慮すべきである。

2 少子化対策推進のための施策

少子化対策は、令和6年6月に「こども・子育て支援法」が改正され、公的医療保険に上乗せして国民や企業から支援金を集める制度が令和8年度から段階的に運用されることとなったが、幼児保育の充実など本来的には国及び地方公共団体が財政・行政面で総合的な施策を講じることが肝要であり、子育て支援等の税制上の支援措置はその一環として検討すべきで、その方法として、寡婦・ひとり親控除額の引き上げや子育て世帯に対する住宅ローン控除の更なる拡充など所得税の減税措置にて実施すべきである。

また、財源は、公的医療保険に上乗せするのではなく、幅広く財源確保手段を検討すべきである。

3 源泉徴収制度の簡素化

近年、「定額減税」や「各種所得控除」の改正等により、源泉徴収制度、特に年末調整事務が極めて複雑になり、源泉徴収義務者に大きな事務負担を強いている。従来からも、配偶者や扶養者の所得を概算で把握し控除額を計算したり、国外居住親族の扶養控除を受けるために送金関係や親族関係書類での確認を徴収義務者に求めたり、相当の事務負担がかかっていた。そこに加え、令和7年度の税制改正では、いわゆる「103万円の壁」是正のための複雑な所得控除の改正が実施されることとなり、従来にも増して従業員（納税者）のみならず源泉徴収義務者の負担が著しく増加することとなる。

源泉徴収制度本来の趣旨である徴税の効率化の理念に基づき、事務負担の軽減を図るための抜本的な見直しをすべきである。

併せて、小規模事業者への配慮として、税理士等の報酬・料金以外の報酬・料金等についても納期の特例を設け、毎月納付の事務負担の軽減を図るよう見直しをすべきである。

第三 資産課税及び資産性所得課税のあり方

資産課税は、資産の所得や保有に対して課税し所得課税を補完するものとして富の再配分機能を有しているが、経済環境の変化や核家族

化、長寿化の進展に伴い労働対価を得ることが困難になり、保有資産を取り崩して生活を支えなければならない個人が増加することが予測されることから、資産運用課税や資産保有課税については課税上の配慮が必要となってきた。

特に事業承継に資する相続については、ほかの一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度が求められる。

1 相続税制

(1) 相続税の見直し

相続税の課税の根拠は、富の再配分や階層の固定を避けることを目的とされているが、基礎控除額等の改正により課税最低限の水準が大幅に下がることで申告者が増加し、納税が困難となるケースが増えるなど、課税ベースの拡大は富の再配分という目的に対して、決して効果的とは言えず、基礎控除額を改正前の水準まで戻すべきである。

(2) 課税方式の見直し

現行の相続税法では、遺産取得課税を前提としつつも税負担総額は、各相続人の実際の取得額に関わらず、遺産の総額と法定相続分によって一律に算出するという独特の法定相続分課税方式を採用しているため、①同額の遺産を取得した場合でも遺産の総額や法定相続人の数により相続税額が異なったり、②相続財産に申告漏れがあり修正申告等をした場合には、その漏れていた財産の取得者だけでなく、全ての相続人や受遺者の総税額に影響を及ぼしたり、③相続税の申告をする場合、他の相続人から相続により取得した財産だけでなく、生命保険金や死亡退職金の金額の提示を受けなければならぬなどの問題が生じている。

よって、相続人や受遺者が実際に取得した財産に各々課税する遺産取得課税方式へ変更すべきである。

2 事業承継税制

地域経済の活性化や雇用は、わが国の企業の90%を超える中小企業の存在に支えられている。よって、日本の経済の発展にはそれらの

企業の円滑な事業承継が最も重要な要素である。平成30年度の改正では事業承継税制に関して、適用条件の緩和が行われ、平成31年度の改正では個人事業者の事業承継税制が創設されたが、円滑な事業承継に必要なのは納税猶予制度ではなく、税額の大幅な軽減であり、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

事業承継のケースが多い「親子承継」においては、相続税の資産評価に当たって、事業従事を条件として、取引相場のない株式を事業用資産に含めたうえで、一般資産と区分し相続税を軽減ないし免除するとともに、取引相場のない株式を相続した場合の評価額は、資産評価が過大とならないよう、事業を確実に承継できる制度とすべきである。

また、現在は、少子化や多様性の時代となり、M&Aを中心とした第三者承継が増加しているが、株式の譲渡はされても経営がうまくいかないケースが発生するなどの問題があり大きな選択肢とはなっていない。

そこで期待されているのが、従業員への事業承継である。

しかし現在は、従業員に対する事業承継を推奨するための「優遇税制」は存在せず、承継する従業員の資金確保や株価評価の問題、贈与税の問題など実現するための壁が多く存在する。

そこで、「従業員への承継」についても、「取引相場のない株式の評価額算定に関する軽減規定」や「贈与税軽減措置規定」、「納税猶予規定」及び「納税免除制度」等を創設し、従業員への事業承継がスムーズに行える制度とすべきである。

なお、現行の事業承継税制の手続きにおいては、更なる簡素化を進め、納税者が利用しやすい制度となるように見直すべきである。

3 金融所得課税のあり方等

新NISA制度により、確定申告は不要、運用益は非課税となったが、限度額を超える金融所得に対する税率は20%になっている。それが国内の投資活動の妨げとなり、景気回復の遅れにも大きく影響している。したがって、株式譲渡益や配当に対する課税は、恒久的に従前の優遇措置の10%とすべきである。

また、投資の促進を図るためには、対象商品は、株式、投資信託、貯蓄性のある保険など広範囲とするとともに、他の所得との損益通算を可能にすべきである。

さらに、暗号資産の実態を踏まえた税制を構築する観点から、暗号資産取引にかかる利益への課税方法は、他の金融資産と同様に譲渡所得の申告分離課税とし、損失については、翌年以降3年間、暗号資産に係る所得金額から繰越控除ができる制度とすること。

第四 消費税のあり方

消費税はわが国の給付と負担を考えると不可欠かつ景気変動に左右されない安定した財源であり、将来に向けての増税は避けることのできないものである。したがって、今後の少子・高齢化に向け、社会保障の安定化と充実のうえから、消費税率を引き上げ、将来子供たちに禍根を残さない財政基盤を確立すべきである。このため消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点から以下の改正を求める。

1 軽減税率の廃止

消費税の複数税率は、①外食とテイクアウト・宅配等の区分や食料品を含む商品の軽減税率可否判定など疑義が生じやすく、区分経理等により、事業者の販売事務、経理事務も煩雑となり事務負担が増加していること、②軽減税率は、高所得者に対してもその効果が及び低所得者への逆進性対策としては非効率である等の理由から、軽減税率の適用を廃止し単一税率とすること。

低所得者への逆進性対策としては、例えばマイナンバーを利用した「簡素な給付措置」の導入など給付面を含めた税制・社会保障全体の見直しで対応することが適当である。

2 インボイス方式の見直し

令和5年10月から導入された適格請求書保存方式（いわゆるインボイス方式）は、事業者の事務負担が極めて高いという声は依然として多く消費税免税事業者の取引排除等にもつながることから廃止すること。

なお、廃止できない場合においても、インボイス制度の導入に伴ない各種の特例措置が設けられたが、いずれもが経過措置となっており、インボイス制度が定着するまでの間は、適用期限を延長すべきである。

また、消費税のあり方については、制度導入に伴う徴税コスト等も

考慮した上で、インボイス方式を含む仕入れ税額控除方式等の見直し及び免税点制度の廃止を含めた抜本的な再検討が必要である。

3 免税点制度の廃止

消費税の免税点制度は、消費税導入当初、中小事業者等への事務負担や経済的配慮から措置されたものであるが、インボイス制度導入に際しての阻害要因の一つとされ、基準期間における課税売上高による納税義務の判定など消費税制度そのものを煩雑にしている。

パソコンや記帳ソフトが広く浸透している今日では、消費税は価格への転嫁によって消費者が負担する税であることに鑑み、すべての事業者が消費税の納税義務を課す方がより制度の趣旨に沿い、公平かつ適切な税制であると考ええる。

したがって、免税点制度を廃止し、すべての事業者を消費税の課税事業者とすべきである。

4 非課税取引の制度の見直し

消費税は、消費に広く公平に課税し均一に負担を求める性質の税であるから、非課税取引の範囲は最小限であることが望ましい。

非課税売上取引は、取引先から売上げに係る消費税相当額を収受できず、商品仕入れや設備投資等の際の仕入税額控除が認められないことから、非課税取引となる資産の譲渡等をする者は、最終消費者でないにもかかわらず、仕入れに係る消費税について実質的に負担する仕組みとなっている。

この負担額は、消費税率引上げに伴って更に増え、非課税取引を主とする事業者の経営を圧迫する要因となりうる。

現在、非課税取引とされている取引には、「税の性格から課税対象とすることになじまないもの」と「社会政策的な配慮に基づくもの」とがあるが、社会政策的な配慮に基づくものは、販売をする事業者の負担とならないような措置を講じるなど所要の見直しをすべきである。

第五 地方税のあり方

構造改革の重要な柱である地方分権を推進し、地方公共団体の歳出構造の徹底した見直しによる財政の効率化、および自主財源の確保に

より活力のある地域社会を実現すること。

1 固定資産税のあり方

(1) 評価額の算定方式等について

地価の変動に対して、負担調整という名のもとに全国的にほとんどの地域で実質増税となっていることは、納税者として到底納得できるものではない。

これは現在の評価額の算定方式に問題があるためで、評価額の見直し期間を短縮するとともに、土地、家屋、償却資産にかかる税率の見直し及び免税点の引上げをすべきである。また、居住用と事業用については課税運用上の差をつけるべきである。

また、評価精度の向上と透明性の観点から、納税者に算出過程を通知すべきである。

(2) 償却資産に対する固定資産税について

償却資産に対する固定資産税については、①課税対象となる償却資産を抱える業種に負担が偏ること、②それによって、製造業など償却資産を多く抱える業種が多く集まる地域に税収が偏ること、③償却が認められる額が地方税と国税で差異があるため二重管理のための事務負担が大きいこと、④国際的に見ても稀な課税制度であり、国際競争上わが国企業が不利な条件に置かれること、⑤人材不足から企業の設備投資の促進がますます必要となっており、それを支援する必要があることなど、非常に問題点が多く、廃止すべきである。

2 地方の独自課税問題等

国と地方の役割分担を見直すにあたり、国から地方への権限移譲とともに、税源の移譲は不可欠であり、それにはまず行財政改革を徹底して行い、税の統廃合や国税から地方税への移管等、国・地方を通じた税制の抜本的な改革が必要であるが、平成12年度から施行された地方分権一括法により、各地の自治体で法定外目的税創設の動きが広まった。

事業所税については、固定資産税との二重課税の性格が強く、かつ課税主体が地域的に見て偏在しており、さらに、市町村民税の超過課税も標準税率を超過して市町村独自で課税できるものであり、いずれ

も公平性に欠ける。従って、超過課税制度も事業所税と合わせて即刻廃止すべきである。

超過課税については、条例による期間限定適用ではなく、地方税全体で必要財源を確保できるよう本則課税とすべく見直すべきである。

3 森林環境税

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度税制改正において森林環境税が国税として創設されたが、愛知県(あいち森と緑づくり税)をはじめ多くの自治体において類似の税があり、同様の目的で国と地方の双方で課税が行われており、わかりにくい税制となっていることから、簡素で分かりやすい税制とすべきである。

第六 納税環境整備のあり方

1 前納に対するインセンティブの付与

消費税の中間申告をはじめとした税の前納制度は、徴税側にとっては、税収入が時期によって偏ることを防ぐなどのメリットがある一方、納税者側にとっては、年に複数回の資金捻出や事務手続きが必要となるなど負担となっている。

各種税の前納制度については、税額を割り引くなどのインセンティブを与え、納税者にとってもメリットのある制度とすべきである。

2 税務調査のデジタル化、リモート化の推進

かつては、税務調査と同じく、監査先の企業に赴いて、紙の資料を確認していた会計監査は、デジタル化、リモート化が進み、監査のための時間、場所、人員、紙資源、移動時間が減るなど、監査をする側、受ける側の双方にとって負担軽減となっている。

一方の税務調査は、未だに連日、長時間にわたって企業に赴き、確認は紙の資料が前提となるなど、その準備や対応は、調査を受ける側にとって大きな負担となっている。

納税環境整備の一環として、税務調査のデジタル化、リモート化を進めるべきである。

第七 今後の財政政策のあり方

1 経済社会の構造変化・活性化への対応

政府は常に持続的な景気回復を軌道に乗せるべく、一層の構造改革を推進すべきである。

近年、中小企業の70%近くが赤字経営という異常な事態が続いているが、投資促進税制のような環境負荷の少ない設備への更新を促す税制の確立など公平な取引関係を構築し、中小企業が安定的経営を図れるような、租税政策等で一層の支援を行うべきである。

また、長寿化、少子化、核家族化が進むことで社会保障費が急激に増加し、さらに新型コロナウイルス感染症拡大による国の財政が大きくダメージを受け、今後財源不足が深刻化することが目に見えている。このため、国の歳出改革への取組みはもちろんのこと、少子化対策に取り組む企業や「健康経営優良法人」などの従業員の健康に配慮する企業への税制上の措置を講じ、世代間、世代内の公平が確保された社会保障制度、税制度とすべきである。

2 設備投資促進のための優遇措置

設備投資には各種補助金制度はあるものの、申請に手間がかかることなどから活用は極一部の者に限られている。さらに固定資産税の減税措置が図られたが中小法人には手続きが煩雑である。設備投資を促進させるための補助金制度や減税措置であるなら、申請等を簡素化した優遇措置とすること。

3 行財政改革の推進

日本経済を再生し財政の健全化を実現するためには、安易に法人企業に負担を求める税制依存体質から脱却し、まず何よりも先になすべきは行財政改革の断行、すなわち行政経費の大幅な削減である。その中でも特に早急に着手すべきは、議員定数のさらなる削減、公務員と民間の賃金、退職金等の格差是正による人件費の削減、地方行政の効率化を図るための市町村の合併後の効果などによる、公的支出の大胆な縮減を実現すべきである。

4 社会保障を含めた国民負担のあり方

現在は、人口減少と少子・高齢化の同時進行、格差の拡大といった時代の趨勢に社会保障制度が対応しきれていない状況にあるが、国民生活の安心を確保する社会保障制度を築きあげるとともに、その財源についても幅広く国民が負担を分かち合う仕組み、つまり、受益も負担も特定の世代に過度に偏ることなく、幅広く国民が納得して支えていくことのできる制度とする必要がある。

また、少子化対策を強化するため、令和6年度税制改正において、こども・子育て支援金の財源を医療保険料に上乗せする措置が講じられたが、社会保険料の企業負担がさらに大きくなること、そもそも保険制度は加入者が支払う保険料の総額が、加入者が受け取る給付総額の期待値と一致することが原則であることから、安易に社会保険料に上乗せすることは慎むべきである。

5 社会保障と税の一体改革

一部の社会保険料率を段階的に見直し、税収による補填措置を講じること、企業の負担軽減を図るべきである。

また、専業主婦を念頭に置いた第3号被保険者制度は、就労意欲を削ぐと同時に、夫婦共働き世帯が増加した現在では不公平感が強いいため、誰もが社会保険料を負担する仕組みに移行すべきである。

さらに、在職老齢年金制度は高齢者の就労意欲を削ぎ、働き控えを誘引しているため、支給停止基準額を段階的に引き上げ、将来的には制度を撤廃するべきである。

6 国・地方のあり方等

小さな政府の実現という観点から、平成16年度から地方財政と地方分権に関する「三位一体の改革」が実施され、地方財政の自立性を高め、税制面から地方分権を進める政策が行われたが、行財政基盤の強化は十分と言えず、国の出先機関の廃止を含めた二重行政の整理と、ただ単に人と財源を移すことなく、無駄のない施策を行うべきである。

7 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全

体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の使途についても厳しく監視することが重要である。

国民一人ひとりが税の意義・役割を正しく理解し、社会の構成員として税のあり方を主体的に考え、納得感を持つことが必要である。

そして、税に対する国民の理解を深めていくためには、小学校、中学校の義務教育課程における租税教育の内容をより充実させるほか、高等学校、専門学校、大学などの就職直前の生徒・学生を対象とした租税教育にも重点を置くとともに、社会のデジタル化を踏まえた社会人等に対する租税教育も一層充実させる必要がある。

そのためには、租税制度の正しい理解や租税の意義を学ぶ機会を積極的に提供する場を設けるとともに、租税教育を主体的に受けようとする者の参加意識を後押しするため、納税者が租税教育を受けるための税制上のあり方を検討する必要がある。

個 別 事 項

法人税関係

【軽減税率適用所得金額等】

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例に係る対象所得金額は、昭和 56 年以来据え置かれており実情にそぐわないので、現行 800 万円を倍額以上に引き上げること。

また、15%（所得の金額が年 10 億円を超える事業年度にあつては 17%）の軽減税率については、一律 15%にするとともに、時限的な租税特別措置から本則とし恒久化すること。

【減価償却資産等】

中小企業の合理化対策はいまだ十分とは言えず、投資の促進、景気回復の面からも、従前の特定情報通信機器の即時償却制度といった、一定額以下の取得資産の即時償却制度を直ちに創設することと、その際は当該機械、設備等を収容する建物についても特別償却の対象とすること。

また、特別償却、特別税額控除は企業規模により適用が制限されているが、適切な税制上の企業規模測定の基準を導入し、適用を制限するのではなく、適切な上乘せ措置等を講ずるべきである。

なお、減価償却制度は非常に複雑で、特に定率法は取得時期の区分により新旧計算方式が異なっている。事務負担の軽減、制度の簡素化及び投資の促進のために、定率法を簡素な償却法に戻すべきである。

【資本的支出と修繕費】

資本的支出と修繕費の区分が不明確である場合の形式的区分基準について、通達改正に関することになるが、修繕費としての認定の範囲を次のとおり改めること。

- ① 修理や改良に要した金額が 100 万円以下の場合（現行 60 万円）
- ② 修理や改良に要した金額が、前期末取得価額の 20%相当額以下である場合（現行 10%）

【役員給与】

中小企業においては、近年の経済情勢から 1 年を通しての安定した経

営は望めなく、中でも役員給与が経営に大きく影響していくが、例えば、事前確定届出給与及び定期同額給与の期中減額は、業績悪化改定事由等の条件が厳しく、経済の変動に敏感に影響を受ける中小企業の経営実態に沿った制度とはなっていない。

同族会社（非同族会社との間に当該法人による完全支配関係があるものを除く）である中小企業にも業績連動給与の損金算入を認めること。中小企業の経営成果は、経営意欲の高さによって大きく影響されるため、役員給与の本質である職務執行の対価として、恣意的な利益調整を排除する一定の要件を設けた上で損金処理を認めること。

【賞与引当金・退職給与引当金】

企業は、就業規則等で賞与の支給、退職金の給付を定めている場合は、従業員に対し法定債務を負っており、企業会計上は引当金計上を要求しているが、税法はそれを損金算入することを認めていない。その結果、特に退職給付金の積立てが行われず、実体として簿外債務となっている。そのことから、期間損益と税負担の平準化の上からも引当金として損金算入を認めること。

また、賞与引当金においては、賞与引当金に対する法定福利費についても損金算入を認めること。退職給与引当金においては、事務負担を考慮し簡易な要件とすること。

【欠損金の繰越控除制度の拡大】

繰越欠損金の控除期間制限を廃止し、米国、英国、香港、シンガポール等、多くの諸外国と同様に無期限とすること。

また、資本金1億円超の法人等については、段階的に控除限度額が引き下げられているが、アメリカの対外政策、中国経済の下振れリスク、中東情勢及びロシアのウクライナ侵攻による世界経済への悪影響によるダメージを軽減させるためにも、中小法人等と同様に控除限度額の制限を撤廃すること。

【帳簿・書類の保存】

現在帳簿・書類等は、7年間の保存が義務付けられており、さらに欠損金の繰越期間が10年間に延長され、欠損金が生じた場合には保存期間が10年に延長となった。

このため、保存書類が膨大となることから、保存する帳簿・書類を重要書類に限定するなど整理・簡素化すること。

また、電子取引データ保存の義務化の実施に当たっては、いまだ事業者に十分に認知されていない状況にあるので、事業者へのさらなる周知を行うべきである。

【電子申告の推進等】

電子申告・納税制度は、e-Tax、eLTAX、及びそれに対応する市販の申告書作成ソフトの利便性が悪く、一部帳票では電子化により業務負担が増加するなど、手続きの煩雑さや費用がかかる点が普及を妨げている現状にあり、普及促進及び義務化に向けて手続きの簡素化と計算の自動化を図るほか、入力方法の利便性を高めること。

また、①電子申告推進のためのインセンティブとしての効果が見込まれる程度の金額を税額控除する。②前記の税額控除は税理士による代理送信の場合にも適用し、恒久的適用とすること。

さらに、電子申告制度の一層の普及を図るために、国と地方の情報連携等を推進して、届出書を含め法人税申告と地方法人二税の電子申告のシステムを統一して利用可能とするなど、納税環境の簡素化と利便性を高めること。

加えて、電子申告のシステムは、膨大な申告書データも処理可能なシステムとすべきである。特に大企業は電子申告が義務化されており、申告書をすべてデータ化する必要があるため、申告書データも膨大となる。にも拘わらず、現行のe-Taxは、一定のデータ量を超えると申告書データが破損してしまい、過去の申告書データを参照できなくなってしまう不具合が生じている。電子申告を義務化した以上、現行のe-Taxの改修も含め、システムの機能向上を進めるべきである。

【貸倒損失等】

貸倒損失の計上については、実質的に回収不能と判断されても条件が厳しく、また、中小企業においては相手の状況把握が困難なことから早期の損失計上が困難である。

貸倒引当金制度の改正により適用法人が限定等されたが、企業経営の健全性・透明性の観点から貸倒引当金及び貸倒損失を計上する基準については、企業会計原則に準じた損失計上ができるような制度とすること。

【経営資源集約化税制、経営強化税制の簡素化】

中小企業の経営資源集約化税制及び経営強化税制においては、対象となる法人の資本金や資産等の範囲、特別償却・税額控除の適用要件が複雑であり、また、計画書・認定書等が必要であるなど手続きが煩雑であることから、これらを簡素化するとともに、制度の周知を徹底すること。

【D X 投資促進税制、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制等の適用要件緩和及び期間延長】

令和3年度に創設された「デジタルトランスフォーメーション（D X）投資促進税制」、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」のほか、従来からある中小企業経営強化税制及び中小企業投資促進税制については、事前の適応計画等の認定を不要とするなど、適用要件を緩和するとともに手続きを簡素化すること。

また、令和7年3月末に期限を迎えたD X投資促進税制については、再延長し、その期限を5年延長するとともに、令和8年3月末に期限を迎える「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」については、その期限を2年延長すること。

【研究開発税制の範囲等の明確化】

研究開発税制は、製品の製造又は技術の改良、発明に係るといった範囲が広く不明確である。

制度の活用を促し国が成長力と国際競争力を高めるという目的を達成するためには、意義や表現をより明確にし、誰もが判断でき活用し易いものとする。

【適用額明細書提出制度の廃止】

この制度は、租税特別措置法の適用状況を明らかにし、その結果を検証して適時・適切な見直しを行うこととして設けられたが、開始から10年以上経過しており、その期間における国会での議論、法人関係租税特別措置の見直し状況等を勘案すると、当該制度は税制改正プロセスにおいて何らの役割を果たしていない。

仮に当該制度が、租税特別措置の整理統合に十分寄与しているとしても、電子申告利用者においては、適用額明細書に記載する事項の把

握・集計等は容易なはずであり、電子申告利用者が増加している現状から、この制度を廃止すること。

【外国法人税額に係る税額控除制度の繰越期間の延長】

外国法人税の額が控除限度額を超える場合も、控除限度額に満たない場合も繰越することができる期間は3年となっており、二重課税が解消されないままとなる可能性があることから、期間は無制限にすべきである。

【法人税等の申告期限及び納付期限の延長】

法人税と消費税の申告期限を延長特例ではなく、決算期後3か月とすることを原則とし、さらに1か月延長できる特例を設けること。併せて納付期限も申告期限と統一すること。

【法人税申告書と地方税申告書の一元化】

法人税申告書と地方税申告書を一元化し一つの様式で双方の申告が完結するよう手続きを簡素化すること。

また、納付についても一回の納付で完結するよう国税と地方税の納付を一元化すること。

【青色申告承認申請書の提出期限の見直し】

青色申告承認申請書の提出期限を「承認を受けようとする事業年度の開始の日の前日」から「承認を受ける事業年度の申告書の提出期限」に見直すこと。

【デューデリジェンス費用の損金算入】

M&Aにおいて株式を取得する際に発生するデューデリジェンス費用については、取締役会等による買収意思決定後に発生した場合でも、株式の取得原価に含めるのではなく損金算入できるよう取扱いを変更すること。

【障害者雇用促進法における調整金等の取扱いの見直し】

現状では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」における、調整金や報奨金等については益金に算入し、納付金については、損金に算入してい

る。法定雇用率達成の税制面からの後押しのためにも、これらについて、益金不算入、損金不算入とすること。

【資本的支出に係る耐用年数の見直し】

減価償却資産について資本的支出が行われた場合、資本的支出部分について既存資産の法定耐用年数で償却を行うのは、長すぎると考えるので、既存資産の経過年数を考慮した耐用年数で償却するよう見直すこと。

所得税関係

【譲渡所得課税】

土地・建物にかかる譲渡所得課税については、流動化促進の観点からも税率の一層の引下げを行い、土地建物の譲渡損失について、他の所得との通算、繰越を認める制度に改めること。

また、土地・建物の取得費が不明の場合の概算取得費5%を10%に引き上げることとし、相続税の取得費加算については、申告期限から5年に拡大すること。

さらに、短期、長期の区分を撤廃し、税率についても現行の長期の税率より低減すること。それが困難な場合でも短期譲渡所得の税率は、20%以下に引き下げること。

【業務用不動産に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除】

個人事業者の業務用不動産に係る譲渡損失については、他の所得との損益通算はもとより、翌年への繰越控除も認められていないが、法人については認められている。課税の公平性の観点から、一定の要件を設けて個人事業者についても損益通算及び繰越控除を認めること。

【医療費控除等の廃止】

医療費控除は、大手術や長期入院などの場合、当該納税者の担税力に相当な支障をきたすという観点から創設されたが、今日では医療保険制度が相当程度充実し、高額医療制度や保険金などで補填されることも多く、従前と比べて支障をきたすことも少なくなっていることに加え、高所得者に有利な制度であるという指摘や納税額がなければ税制を通じた控除が受けられず、低所得者への配慮に欠けるという指摘もある。

このようなことから、医療費控除は廃止して社会保障制度において対応すべきである。

【所得税の基礎控除額の拡大】

いわゆる「年収の壁」問題への対応として、所得税の基礎控除に所得金額に応じた区分が設けられ、基礎控除は所得金額により58万円から95万円となったが、基礎控除の目的である「最低生計費に課税しない」ということに照らせば、所得金額によって最低生計費に差が生じること

になる。加えて、住民税の基礎控除は据え置きのみであることを踏まえば、今回の制度改正は、税の目的や理念に照らして議論したものとは言い難く、改めて税制のあるべき姿を議論すべきである。

【復興特別所得税の廃止】

税制は、公平で簡素であるべきところ、復興特別所得税は、税率が端数であること、度重なる各地の震災復興との位置づけ兼ね合いが不明瞭となってきたこと、また、復興特別法人税が２年で終了したこととの整合性がとれないことから、復興特別所得税は廃止すべきである。

【配偶者控除等と社会保障との関係】

国税における配偶者控除等の適用要件と社会保障関係（厚生年金保険・国民健康保険）それぞれの所得制限が異なっており、就業調整が引き続き行われることになる。

働く側、雇用する側、双方とも働き方改革を推進するために、税制上の扶養と社会保険上の扶養の要件を統一したうえで、所得制限の限度額を拡大すること。

【個人年金保険料控除額の引上げ】

今後、高齢者の増加が見込まれる中、国民自らの老後に向けた経済的自助の取組みが必要となってくる。その取り組みを支援する観点から個人年金保険料控除額の引上げをすること。

また、一時払個人年金に加入している場合、現行では一般の生命保険料控除として計算することとなっているが、これを個人年金保険料控除の対象とすること。

【災害による雑損失の繰り戻し還付制度の創設等】

災害により生じた雑損失については繰越控除の制度が認められているが、収入の道が断たれている被災者については、繰越控除制度のみでは十分な支援策とは言えない。被災者が今後の生活の立て直しを図ることができるよう支援するためにも雑損失の繰り戻し還付制度を創設し、過去に納めた税金を還付できるようにすること。

また、災害等の臨時突発的かつ不可抗力による担税力の喪失については、繰越期間を１０年とし、長期にわたり被災者を救済すること。

【源泉所得税の納期限の延長】

働き方改革や大型連休などにより、実労働日数や営業日が減少していることから、源泉所得税及び復興特別所得税の納付を給与支払日の翌月10日までに行うことは、実務担当者の負担となっていることから、納期限を翌月の末日までと改めるとともに、納期特例適用に係る納期限について1月と7月の各末日とすること。

また、納付書の記載事項も年月日の記載ではなく年月の記載とするなど手続きの簡素化を図ること。

【年末調整の実施時期等の見直し】

年末調整は、その年最後の給与支払時に行うこととされているが、配偶者や扶養親族の所得が確定していない時点で配偶者等の所得の見込み計算や控除証明書の到達の遅れなどにより、年末調整をやり直すケースがある。また、令和6年分においては、定額減税制度の導入により年末調整に係る事務量が相当量増加した。二度手間をなくし、源泉徴収義務者の負担を軽減するため、年末調整は翌年1月末までとすること。

加えて、年末調整の実施時期を上記のとおり変更した場合、法定調書及び給与支払報告書の提出期限についても、2月15日等に変更すべきである。

【公的年金等の所得区分の創設】

公的年金等は雑所得に分類されているが、所得の計算においては、公的年金等以外の雑所得とは異なった計算（公的年金等控除）が行われている。

また、「公的年金等に係る所得」と「その他の雑所得の損失」が損益通算できるのは、合理的ではない。

したがって、公的年金等については、独立した所得区分とすること。

【死亡の場合の準確定申告書の提出期限の見直し】

相続税法第27条では、相続税の申告書は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内に提出しなければならないとされているところ、所得税法第125条では、居住者が年の途中において死亡した場合の確定申告書について、その相続人は、その相続の開始が

あったことを知った日の翌日から4か月を経過した日の前日までに提出しなければならないとされている。

相続税の申告書も所得税の純確定申告書も提出者は、その相続人であり、相続税法と所得税法で申告期限に相違がある必要はなく、所得税法においても相続税法と同様10ヶ月以内とすべきである。

【退職金税制の見直し】

退職金税制の見直し議論が再燃しているが、所得税の負担が大幅に増えることが予想される改正はすべきではない。

【源泉所得税の食事手当の非課税額の増額】

役員や使用人に支給する食事は、会社が負担する食事補助額が月額3,500円以下で、役員や使用人が食事の価格の半分以上を負担している場合、給与として課税されないとされているが、非課税となる会社が負担する食事補助金は40年間変わっていないため、物価の変動に合わせて金額を見直すこと。

相続税関係

【贈与税の基礎控除額の引上げ】

贈与税の基礎控除額は、現在低い水準に設定されているが、一方で政策目的の下に、贈与税について教育・結婚・子育て資金の一括贈与制度が導入された。しかし、一括贈与制度の実効性は一定範囲の資産家層に限定され、格差の拡大に繋がっている。

高齢者世代の資産をより早い時期に若年世代に円滑に移転させ、経済の活性化を図るためにも、基礎控除額を300万円程度に引き上げ、併せて一括贈与制度は廃止すること。

また、現在は「18歳以上のものが直系尊属から贈与を受けた場合（特例税率）」と「左記以外の場合（一般税率）」との区分に応じた税率が設けられているが、これらを廃止し、1本化すること。

【贈与税の配偶者控除の拡充】

贈与税における居住用不動産の配偶者控除額（現行2,000万円）は、昭和63年以来据え置かれており、3,000万円に引き上げること。

【相続手続費用の控除】

相続の手続きに必要な費用の内、遺言執行費用や遺産分割に直接必要な測量費、相続登記に係る登録免許税、司法書士手数料で相続税の申告期限までに発生したものについては、相続後に発生した費用であるとして債務控除できないとしているが、相続に起因して発生したものであることから、相続財産の価額から控除又は債務控除できるようにすること。

【取引相場のない株式の評価】

取引相場のない株式の評価に当たっては、退職金要支給額を債務に含めるほか、類似業種比準価額方式の斟酌を、中会社についても50%に引き下げるなど中小企業の実態に応じた評価方法を導入するよう抜本的な改正をすること。

また、事業承継者が譲り受ける場合には、繰越欠損金があり評価が額面割れとなる場合を除いて発行額面とすること。

【相続税の生命保険金等の非課税限度額の引上げ】

相続税の生命保険金及び退職金の非課税限度額(500万円)を1,000万円に引き上げること。

【耕作されている農地及び適切に管理された森林の固定資産税及び相続税の免除】

一次産業を取り巻く環境は大変厳しく、後継者不足は深刻である。労働に対する賃金が低く、作業性が天候に大きく左右されるため、安定した収入と休日を求める昨今の働き方と乖離している。

食を司る農業は生きる上で最も重要な職業であり、そして日本最大の資源である森林は日本の宝であり、これを健全に保持していく事は、森林の涵養機能の側面からしても大変重要である。

今後、農地、森林を大切に保持し、農業、林業に従事する者の意欲を削がないためにも耕作されている農地及び適切に管理された森林の固定資産税及び相続税を免除すべきである。また、不用意な転売を防ぐために親族も含む所有権を10年以上有する場合とするのが望ましい。

【土地の第三者評価機関の創設】

土地の相続税評価基準の決定について、現行の相続税法第26条の2に規定されている土地評価審議会は、有識者が構成メンバーに入っているとはいえ各国税局の付属機関である。土地の評価に関して、より公正性、信頼性および透明性を高めるため、第三者機関としての協議機関制度を導入すべきである。

【事業承継特例措置の期間の延長】

平成30年度税制改正で事業承継税制の10年間の特例措置が創設され、令和4年度税制改正で特例事業承継計画の提出期限が令和6年3月31日まで延長されたが、適用期限が令和9年12月末までとなっている。

中小企業の多くがアフターコロナから立ち直るには、今暫くの期間が必要であり、現行の適用期限内での事業承継は困難と考えられることから、特例措置の認定申請期限及び適用期限を延長すること。

【相続税・贈与税の連帯納付義務の廃止】

相続税法では、税負担の公平や租税徴収の確保の見地から、共同相続人間相互において、連帯納付義務を負うこととされている。相続税に関しては、申告期限から5年経過している等の場合には連帯納付義務が一部解除されたが、不意に連帯納付義務を負う可能性が残っている。

相続税及び贈与税は財産を取得した事実に見出し課税する制度であるから、他の者が取得した財産について課せられた租税を負担することは、応能負担原則に反するものである。

よって、相続税及び贈与税についての連帯納付義務は廃止すること。

【NISAに係る口座の相続時の取扱いの見直し】

現状では、NISA を活用している者が死亡した場合、その非課税口座の資産は課税口座に移管されるため、被相続人は、非課税のメリットを十分に享受できない。英国では、日本のNISAに相当するISAを利用していた配偶者が死亡し、生存している配偶者がそのISA資産を相続した場合、180日以内に金融機関に申請することにより、そのISA資産を自身のISA口座で引き続き保有することができるというような口座保有者の高齢化に対応する制度改正を行うべきである。

間接税関係

【簡易課税制度の見直し】

現行制度では、簡易課税を選択している事業者が固定資産を取得した際に、その税額を控除できない制度となっている。そのため、簡易課税制度について、高額な固定資産など一定の設備投資については、別枠で仕入税額控除を認めること。

【消費税の届出書の提出期限】

消費税の各種届出書の届出内容は、現行の提出期限までに判断を適切に行うことは困難な場合が多いことから、当該課税期間に係る確定申告書の提出期限まで延長すること。

【印紙税】

紙の媒体の文書のみ課税する印紙税は、電子商取引が一般化し経済取引のペーパーレス化が著しく進展する中で課税根拠は乏しい。

また、単なる業務日報等の記録まで様式要件で課税されるなど、もはやその合理性が失われていることは明白である。第2号文書や第17号文書においては、消費税との実質的に二重課税となる可能性もあり、すべての印紙税について、納税者の事務負担削減の観点からも廃止すべきである。

【登録免許税の非課税】

中小企業が、民間金融機関から資金を借り入れた際に行う抵当権設定登記に課される登録免許税は非課税とすること。

また、婚姻期間が20年以上の配偶者からの贈与により取得した、居住用不動産に係る登録免許税は相続並みの課税とすること。

【二重課税の廃止】

ガソリンの価格構成は、石油税・ガソリン税に消費税が課税されるなど二重課税の状態にあり、その上高率である。こうした消費者・供給者双方に過重な負担を強いている石油諸税は、エネルギーコストを通じて国民生活や産業活動を大きく圧迫している。酒、タバコにおいても同様で、日本の伝統的産業である清酒及び焼酎等の製造業は、産業

として衰退の傾向にあるが、酒税と消費税という二重課税によって衰退から脱出できない状況にある。よって、二重課税を解消すること。

なお、二重課税の状態を解消することができないのであれば、ガソリン税については、暫定税率による課税を廃止し本則税率に直ちに戻すべきである。

地方税関係

【個人住民税納付手続きの簡素化】

個人住民税(特別徴収分)については、令和元年10月からeLTAXを活用して複数の地方公共団体への納税を一度の手続きで可能とする共同収納が導入されているが、eLTAX未利用の特別徴収義務者についても、当該事業所を所轄する市区町村に明細書を添付することにより、一括納付できるようにすること。

なお、住民税における所得控除額は所得税の控除額と同額に改めること。

【地方税における欠損繰り戻し還付制度の創設】

法人が国税において欠損金の繰り戻し還付の適用を受けた場合においては、地方税でも同様に繰り戻し還付が受けられるようにすること。

【不動産取得税の課税標準】

不動産取得税の課税標準となる固定資産評価基準は、一般納税者に積算根拠が示されず透明性に欠けていることから、評価基準を示し実情にあった価格を納税者に申告させる方法に改めること。

また、婚姻期間が20年以上の配偶者からの贈与により、居住用不動産を取得した場合は、相続による取得と同様に非課税とすること。

【固定資産税（償却資産）の評価方法見直し】

償却資産に対する固定資産税の評価額の減価率は、旧定率法の減価率を適用した場合には、1円まで償却する均等償却は行われず。従って、償却が終わっても固定資産税は支払い続けることになり、企業にとって大きな負担となるうえに二重管理が必要となり事務量としても負担が大きいことから、固定資産税の評価額を法人税法上の簿価に合わせることに。

また、課税の基準日が1月1日で法人の事業年度と異なり事務量の増加となっていることから、課税の基準日を法人税に合わせると共に、申告期日も法人税に合わせることに。

なお、少額資産の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大すること。償却資産及び償却方法等は国税と同じ考え方

とすること。

更に、設備投資の促進を図るため、免税点(現行150万円)を300万円に引き上げること。

【事業用敷地の固定資産税の軽減】

永続的に事業を行っている企業の事業用敷地の評価額が、外的要因で上昇し税負担が経営を圧迫している。事業用敷地は固定資産税の軽減措置を講ずること。

【宅地での先進アグリ事業（植物工場）の固定資産税の低減】

宅地での先進アグリ（農業）事業（植物工場）では、農地のような固定資産税の減免が認められておらず、当該事業に進出する事業者が負担を強いられていることから、宅地での当該事業に係る固定資産税については農地と同様の扱いとすること。

【都市計画税の廃止】

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業の費用に充てられるためのものであるが、これらの事業がほぼ完了した地域における都市計画税は廃止すること。

【住宅・不動産関連諸税の見直し】

住宅は国民生活の基盤となる社会資産で、単なる消費財とは異なり住宅投資は内需の柱で経済的な波及効果も大きい。しかし、住宅等の建築物には、消費税・不動産取得税・登録免許税・印紙税・固定資産税が重疊的に課され重い税負担となっている。そこで、①不動産取得税の廃止、②登録免許税の手数料化、③不動産譲渡契約書及び建築請負契約書に係る印紙税の廃止など、多重課税を排除し流通課税を抜本的に見直すこと。

【地方創生応援税制】

企業版ふるさと納税制度は、除かれる地方公共団体は決められているのだから、少なくともそれ以外の自治体であれば本店所在地でも寄付金の対象とすること。

なお、個人のふるさと納税については、制度の本来の趣旨に沿った運

用に改めること。

【法人企業の国税と地方税の申告書等の一本化】

国税と地方税申告書は、当然連動して作成されるものであり、納税者の利便性の向上及び官公庁の事務の効率化を図る面から、申告書様式及び提出窓口の一本化と、納税についても消費税と同様の方式とすること。

【外形標準課税制度の廃止】

外形標準課税制度は、形式的な減資で課税対象から外れる大企業が相次ぎ、地方税収の安定化・税負担の公平性といった趣旨は完全に損なわれており、制度の撤廃を求める。

国が賃上げを促進するのであれば、給与等に対して課税される外形標準課税の付加価値割の税率を現在の税率（１．２％）から引き下げること。

【事業所税の廃止】

事業所税は、指定都市等における都市基盤整備のためという創設当初の役目をすでに終えており、また、その課税標準は、事業所の床面積と給与支払額という、固定資産税及び都市計画税、法人事業税における外形標準課税の課税標準と非常に類似しており、二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

【自動車関係諸税の見直し】

自動車関係諸税については、２０５０年カーボンニュートラルの実現、CASEの進展、新しいモビリティ社会の到来など、自動車を取り巻く大きな環境変化を踏まえ、そのあるべき姿について、議論・検討を進めるべきである。

その中で、車体課税については、負担軽減を前提に複雑な税制の簡素化、カーボンニュートラルへの貢献に向けたさらなる電動化や保有から利用への移行、モビリティによる受益の拡大等の観点を踏まえ、課税根拠から定義しなおすなど、抜本的な見直しをすべきである。